

事 務 連 絡
平成 26 年 1 月 20 日

都道府県畜産主務課 家畜衛生主任者 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課
課長補佐（防疫企画班担当）

韓国における高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）の発生について

韓国全羅北道高敞（コチャン）郡の種あひる農場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例については、「韓国における高病原性鳥インフルエンザが強く疑われる事例の発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について」（平成 26 年 1 月 17 日付け 25 消安第 4905 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。以下「課長通知」という。）によりお知らせしているところです。

本事例については、韓国家畜衛生当局により、課長通知発出の時点（平成 26 年 1 月 17 日）では、H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスで、病原性は判定中とされていましたが、その後、高病原性であることが確定され、また、ウイルスの亜型は H5N1 亜型から H5N8 亜型に修正されました。

その後、同局の発表によると、19 日には全羅北道扶安（プアン）郡の肉用あひる農場でも H5N8 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスによる発生が確認され、また、同郡の別の肉用あひる農場からも疑い事例の通報がありました（現在検査中）。さらに、本日の同局の発表によると、高敞郡で採取した死亡野鳥（トモエガモ）からも H5N8 亜型の鳥インフルエンザウイルスが確認されました（病原性については確認中）。

なお、今後も、本件に係る韓国家畜衛生当局からの情報については、迅速な提供を行いますので、皆様方におかれましては、「平成 25 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 25 年 9 月 6 日付け 25 消安第 2884 号農林水産省消費・安全局長通知）及び課長通知に基づき、引き続き、全ての家きん農家を含む畜産関係者に対し、適切な周知及び指導を行っていただきますようお願いいたします。